

点検と報告が義務づけられました

# 防火設備の定期報告制度が変わりました。

2016年6月1日施行(国土交通省告示第723号)

建築基準法改正により、防火シャッター・防火扉などの  
「防火設備」を「防火設備検査員」により定期検査を行い  
結果を報告する制度です。



小保シャッターアイダス株式会社

# 毎日の安全と安心のために、新しい点検基準による最適なメンテナンスをおすすめします

## 防火設備 点検報告制度

火災時に自動閉鎖するはずの防火扉が正常に作動しなかった事故を防止する対策として、新たな検査基準の導入と検査対象の見直しにより、**防火設備検査員**による「定期検査」が必要になりました。消防法による消防設備検査と防火設備検査ともに実施が必要です。

毎日の安全と安心のために、  
新しい点検基準による  
定期点検が必要です。

防火戸・防火シャッター・防火ダンパーは火災が発生した時に閉鎖し、火災が燃え広がらないようにするだけではなく、建物内にいる人々が安全に避難できるように煙や炎を遮断する物です。定期点検で日常の維持管理が十分に行われていないと、火災時に機能が十分発揮できないおそれがあります。防火設備検査員の定期検査が必要になります。

### 対象防火設備

- ① 防火扉
- ② 防火シャッター
- ③ 耐火クロススクリーン
- ④ ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ① 感知器（煙／熱）      | ⑥ 防火扉（避難扉）    |
| ② 連動制御器         | ⑦ 自動閉鎖装置（防火扉） |
| ③ 自動閉鎖装置（シャッター） | ⑧ 障害物感知装置     |
| ④ 防火シャッター       | ⑨ 手動閉鎖装置      |
| ⑤ ガイドレール        | ※注意喚起装置の設置例です |

## 防火シャッター・防火扉の主なシステム



## 定期点検の流れ



### 点検システムのご説明

お客様のご要望をお伺いします。



### 現地調査

機器の配置などを調査し、ご要望にあつた点検計画をご提案します。

### お見積・ご契約

点検の設計プランにあわせて、お見積いたします。

## 検査対象となる建物の用途と位置・規模

検査対象となる建物の用途と位置・規模については国が法令により一律に定め、国が定めた以外をさらに地方自治体(特定行政庁)が、地域の実情に応じて指定する事になります。

### 建築物

対象用途	対象用途の位置・規模※2 (いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200m <sup>2</sup> 以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が200m <sup>2</sup> 以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療施所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設※1	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300m <sup>2</sup> 以上のもの ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（※いざれも学校に付属するものを除く）	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000m <sup>2</sup> 以上のもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、咖啡、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、物品販売業を含む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500m <sup>2</sup> 以上であるもの ③床面積が3,000m <sup>2</sup> 以上であるもの ④地階にあるもの

※1 就寝用福祉施設の種類サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、更生施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供する物に限る）、小規模多機能型居住介護の事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム

## 防火複合用建築設備の取扱い

- 3F:有床診療所(400m<sup>2</sup>) 「有床診療所」が3階→報告対象  
2F:飲食店(400m<sup>2</sup>) 「診療所」が2階・500m<sup>2</sup>未満→報告対象外  
1F:物販店舗(400m<sup>2</sup>) 「物販店舗」が1階→報告対象外

原則  
建物全体が  
報告対象

## 防火設備定期点検の時期

### 民間等 特定該当しない市町村の建築物を含む

おおむね2016/6月～1年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期。

### 国・特定行政庁

1年以内ごと

※施工日から3年間は特例的に報告時期を特定行政庁が自由に定めることができるものとし、当該期間中に少なくとも1回は報告を実施すればよいこととする経過措置をもうける。3年が経過した平成31年6月1日以降は、本来の規定どおり、半年から1年の間で特定行政庁が定める時期に実施することとなる。

### 打合せ

点検の日時、手順など細部の説明を行います。日程が決まりましたら点検の実施を設備関係者にお知らせください。

### 点検の実施

点検資格者が点検を行います。  
必ず点検資格証をご確認ください。  
点検には立合をお願いします。

### 報告書の提出

点検完了後、点検報告書を提出します。設備が元の状態に復旧されているかご確認のうえ、報告書に署名、捺印をお願いします。



### お見積・ご契約

点検の設計プランにあわせて、お見積いたします。



### 点検の実施

点検資格者が点検を行います。  
必ず点検資格証をご確認ください。  
点検には立合をお願いします。



### 報告書の提出

点検完了後、点検報告書を提出します。設備が元の状態に復旧されているかご確認のうえ、報告書に署名、捺印をお願いします。

# 防火・防煙シャッターには「危害防止装置」の設置が義務づけられています。

平成17年12月1日より、防火区画等に用いる防火・防煙シャッターは「危害防止装置」の設置が必要になります。  
「危害防止装置」は挟まれ事故を防止する防火・防煙シャッター用の装置です。シャッターの降下中に人や物が接触すると動作を停止し、人や物が無くなると再降下し全閉します。

今回の防火設備の定期検査報告制度において、  
「危害防止装置」の設置されていない防火・防煙シャッターは「要是正」(既存不適格)と判断されます。  
(通行の用に供する部分以外に設けられている場合は適用されません)

## 危害防止装置の動作



↓閉

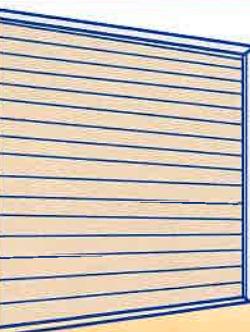
① 火災が発生すると防災用連動制御器から信号が発信されシャッターが自重で降下を始めます。



② シャッターアンダーブレーキが検知するとブレーキが復旧しシャッターは停止します。

↓閉

③ 障害物が無くなると、約10秒後にブレーキが解放され再降下を開始します。



④ 障害物が無ければ、シャッターは全閉して停止します。

## 緊急修理対応連絡先 年中無休24時間受付

# TEL.03-3905-6211



## 小保シャッター工業株式会社

東京支店 〒114-0022 東京都北区王子本町2-23-9(加賀ビル) TEL.03-3905-6211代 FAX.03-3905-6216

名古屋支店 〒461-0004 名古屋市東区葵1-16-26(貴久ビル) TEL.052-935-3931代 FAX.052-937-7306

横浜支店 〒231-0011 横浜市中区太田町5-69(山田ビル) TEL.045-681-3357代 FAX.045-681-3363

さいたま営業所 〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合7-1-21 TEL.048-833-2131代 FAX.048-833-2139

<http://www.omata-s.co.jp>